

ご存知ですか？ 電子申告・電子納税

今年の2月から名古屋国税局管内を皮切りに国税電子申告・納税(e Tax)がスタートしていることをご存知ですか？e Taxとは、従来から税務申告等を紙で提出していたものを、インターネットを利用してデータで提出するものです。このe Taxでは、所得税・法人税・消費税の申告や、青色申告の承認申請・納税地の異動届等の申請・届出、そして納税をすることが出来ます。

(1)いつから利用できるのか？

最初は、名古屋国税局管内の所得税・個人の消費税の申告を対象に今年の2月2日からスタートされ、その後3月22日より名古屋国税局管内の法人税・法人の消費税の申告及び申請・届出等の一部並びに納税に運用が拡大されました。更に6月1日より運用が拡大され、現在では全国の納税者が利用出来ることとなっています。

利用できる申告等の年分は、個人は平成15年分以後の確定申告から、法人は、名古屋国税局管内は平成16年3月22日以降に期限が到来する申告等から、名古屋国税局管内以外は平成16年6月1日以降に期限が到来する申告等から対象となります。従って、全国的に本格的に利用されるのは、個人については平成16年分の所得税の確定申告から、法人については平成17年3月の決算期からになるものと思われます。

(2)利用のための準備は？

前提として、申告等をインターネットで行うために、インターネットを利用できるパソコン等の準備が必要です。

電子申告・納税等開始(変更等)届出書を提出
住民票の写し等を添付して、電子申告・納税等開始(変更等)届出書を納税地の所轄税務署長に提出します。

電子証明書の取得 電子署名に使用する電子証明書を取得します。電子証明書には、「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書、地方公共団体による「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書等があります。

利用者識別番号等の取得 電子申告・納税等開

始(変更等)届出書を提出すると税務署から利用者識別番号及び暗証番号を記載した通知書・e Taxソフト・利用規約等が税務署から送付されます。

暗証番号の変更及び電子証明書等の登録 e Taxソフトをパソコンにインストールし、暗証番号の変更及び電子証明書等の登録を行います。

(3)申告・申請等の手続は？

電子申告・納税等開始(変更等)届出書 e Taxソフト等を利用して申告等データを作成します。青色決算書や勘定科目内訳明細書等も作成することが出来ます。

電子署名及び電子証明書の添付 本人確認のため電子署名及び電子証明書を添付します。

申告等データの送信 利用者識別番号及び暗証番号を入力してe Taxシステムにログインし、申告等データを送信します。

即時通知 データ送信後、データの形式等のチェックを行い、正常に受信されたかの判定結果等が送信者のパソコンに表示されます。

受信通知 即時通知後しばらくして、送信データの審査結果が、e Taxシステム内のメッセージボックスに格納されます。時間を少しおいて、再度e Taxシステムにログインし、この審査結果を確認する必要があります。審査結果にエラーがある場合には、エラーの内容を確認し、訂正等を行って再送信するか、書面により申告書を提出する必要があります。

添付書類の送付 医療費の領収書等で申告書に添付する必要のある書類は、別途郵送等により提出する必要があります。

(4)使い勝手は？

筆者自身はまだ利用したことがありませんが、明らかにパソコンのデータを紙に印刷し、製本し、提出(郵送)するという手間が省けますのでメリットはありそうです。産声を上げたばかりの制度ですので、まだまだ、改良の余地も有りそうです。電子申告の認知度はまだ低いですが、いずれは当り前のことになる日がくるでしょう。

(担当：手塚 隆)